

重要事項説明書

(介護老人保健施設短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、事業所を一定期間ご利用頂き、医学管理の元における介護、看護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、入所者の療養生活の向上及び家族の身体的負担や精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するに当たって、入所者に関するあらゆる職種の従業者協議によって、短期入所療養介護計画および介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、入所者・家族の希望を十分に取り入れられる様に作成致します。計画の内容については必ず入所者及び家族の同意が必要となります。

3. 事業所の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ケアステーションひかり
- ・開設年月日 平成10年7月28日
- ・所在地 北海道広尾郡大樹町字大樹10-8
- ・電話番号 01558-6-5566
- ・ファックス番号 6-5567
- ・管理者名 天羽 ありさ
- ・介護保険指定番号 (015・47・8002・7号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理のもとで介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、入所の方が、居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設ケアステーションひかりの運営方針]

高齢者の方々に様々なサービスを提供する総合的機能を持つ、地域社会に開かれた事業所です。高齢者介護の問題を抱えている多くの方々とのコミュニケーションを通して、問題解決のお手伝いをし、地域社会における在宅ケア支援のネットワークシステムの構築の一翼を担う事が、私達の目指すところです。

事業所では看護や介護を必要とする入所者に対し、明るく家庭的な雰囲気の中で、自立を援助するとともに、ご家族との結びつきを重視し、円滑に家庭復帰できるよう親身になって支援致します。

(3) 事業所の従業者体制

	常 勤	非常勤	夜 間
・ 管理者	1		
・ 医 師	1	1	
・ 看護職員	5	2	(1)
・ 薬剤師	0		
・ 介護職員	29	13	6
・ 支援相談員	4		
・ 理学療法士	4		
・ 作業療法士	2		
・ 管理栄養士	2		
・ 介護支援専門員	6		
・ 事務・調理職員	6	2	

(4) 入所定員等 ・ 定員 100名（うち認知症専門棟 30名）
 ・ 療養室 個室10室、 2人室9室、 4人室 18室

(5) 通所定員 39名

4. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でお摂り頂きます)
 - 朝食 7時45分
 - 昼食 12時00分
 - 夕食 17時30分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。入所者は、週に最低2回ご利用頂きます。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 必要と認められる特別な食事の提供
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 理美容サービス（別紙参照）
- ⑪ 基本時間外事業所利用サービス(何らかの理由により、家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で、定められた短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

※これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金を頂く

ものもありますので、具体的にご相談下さい。

5. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、介護度によって利用料が異なります。）

	居室形態	基本料金
要支援 1	従来型個室	6 3 2
	2 床 室	6 7 2
	多 床 室	6 7 2
要支援 2	従来型個室	7 7 8
	2 床 室	8 3 4
	多 床 室	8 3 4
要介護 1	従来型個室	7 5 3
	多床室	8 3 0
要介護 1 強化型	従来型個室	8 1 9
	多床室	9 0 2
要介護 2	従来型個室	8 0 1
	多床室	8 8 0
要介護 2 強化型	従来型個室	8 9 3
	多床室	9 7 9
要介護 3	従来型個室	8 6 4
	多床室	9 4 4
要介護 3 強化型	従来型個室	9 5 8
	多床室	1, 0 4 4
要介護 4	従来型個室	9 1 8
	多床室	9 9 7
要介護 4 強化型	従来型個室	1, 0 1 7
	多床室	1, 1 0 2
要介護 5	従来型個室	9 7 1
	多床室	1, 0 5 2
要介護 5 強化型	従来型個室	1, 0 7 4
	多床室	1, 1 6 1

※基本料金の中に管理栄養士配置加算が包括されています。

※入所及び退所の際、ご自宅まで送迎を行った場合は、片道につき 1 8 4 円加算されます。

※認知症専門棟入所の場合は、7 6 円／日の加算になります。

※ご利用者の容態が急変した場合、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。

②その他

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	2 2 円／日
(Ⅱ)	1 8 円／日
(Ⅲ)	6 円／日
夜勤職員配置加算	2 4 円／日

入浴タオル	バスタオル	7 7 円／日	☐	必要物品に ☒
	入浴用タオル	4 4 円／日	☐	
シャンプー、ボディーシャンプー		4 4 円／日	☐	
洗面用タオル		4 4 円／日	☐	
お手ふきタオル		4 4 円／日	☐	
歯磨き剤		2 2 円／日	☐	
計		円／日	(税込)	

- ④ 理美容代 実費（別途資料をご覧ください）
- ⑤ 電気代 テレビ 5 5 円／日、冷蔵庫 5 5 円／日、扇風機 5 5 円／日
電気敷毛布 5 5 円／日、電気掛毛布 5 5 円／日
電気アンカ 5 5 円／日、空気清浄器 5 5 円／日 （税込）

（５）支払い方法

- ・毎月 1 0 日に、前月分の請求書を発行致しますので、その月の 2 0 日までにお支払い下さい。お支払頂きますと領収書を発行致します。
- ・お支払い方法は、銀行振込または口座振替（帯広信用金庫、郵便局）、日専連・NC カードとなっております。請求書発行手数料：220 円（税込）／1 通

6. 協力医療機関等

施設の協力医療機関は下記のとおりです。

・協力医療機関

名 称 大樹町立国民健康保険病院
住 所 広尾郡大樹町暁町 6

名 称 医療法人社団 慈光会 森クリニック
住 所 広尾郡大樹町字大樹 6－2 2

名 称 医療法人社団 大庭医院
住 所 広尾郡大樹町 2 条通 3 2 番地 1

・協力歯科医療機関

名 称 大樹町歯科診療所
住 所 広尾郡大樹町 1 条通り

7. 事業所利用に当たっての留意事項

以下の事項につきましてお約束願えない場合は、ご利用をお断りする事があります。

・面会

時間 午前 8 時～午後 8 時

※面会時には必ず面会簿への記入をお願い致します。

面会時には、入所者とご一緒に食事をとることができます。（別途申込みが必要です）

- ・食べ物を持ち込み

食品衛生上および健康管理徹底の為、生もの等の要冷蔵物のお預りは一切行っておりません。面会時等で職員に預かりを求められましても堅くお断りいたします。無断で居室等に置いていかれた際は、こちらで処分するか、お持ち帰りをお願い致しますので、ご協力願います。

また、駄菓子程度のもの（煎餅、ビスケット等）については、自己管理が難しい場合お預かりいたしますが、開封後10日間を期限として処分いたしますので、予めご了承下さい。

※個人で冷蔵庫を使用し保管される方につきましては、個人管理となっておりますので、万一事故等が発生した場合、当施設では責任を負いかねますのでご了承下さい。

- ・飲酒

お酒の持込、事業所内での飲酒はお断り致します。

- ・喫煙

施設内は全館禁煙となっております。

- ・設備、備品の利用

入所者の故意、過失又は、趣向により居室や備品に通常の保守管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用を別途負担願います。

- ・所持品・備品等の持ち込み 必要な物品だけお持込ください。

- ・金銭・貴重品の管理 事業所での管理は行いません。

- ・外泊時等の事業所外での受診

緊急時を除き他の医療機関への受診はできませんが予定された受診をされる場合にはご家族での対応をお願い致します。

- ・ペットの持ち込み ご遠慮願います。

8. 非常災害対策

- ・消火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

9. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. その他

事業所についての詳細は、パンフレットをご用意させて頂いておりますので、ご請求下さい。